

○生駒市自動車駐車場条例施行規則

平成20年2月29日

規則第2号

改正 平成25年12月18日規則第46号 平成26年2月13日規則第3号

平成27年1月9日規則第1号

生駒市自動車駐車場条例施行規則をここに公布する。

生駒市自動車駐車場条例施行規則

生駒市自動車駐車場条例施行規則(平成7年3月生駒市規則第10号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市自動車駐車場条例(平成19年3月生駒市条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入出場時間)

第2条 自動車を条例第3条に規定する駐車場(以下「駐車場」という。)に入場させ、又は駐車場から出場させることができる時間(以下「入出場時間」という。)は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。

(1) 生駒駅南自動車駐車場 午前7時30分から午後10時30分まで

(2) ベルテラスいこま自動車駐車場 午前7時30分から午後11時30分まで

(3) 生駒駅北地下自動車駐車場 午前8時30分から午後10時30分まで

2 条例第4条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、入出場時間を変更することができる。

(平25規則46・一部改正)

(駐車券の交付等)

第3条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、自動車を駐車場に入場させるときに駐車券の交付を受け、当該自動車を駐車場から出場させるときに当該駐車券を駐車料金の精算機に挿入しなければならない。

(駐車料金の額)

第4条 条例第8条第1項の規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

(回数券の種類、回数券に係る駐車料金の額等)

第5条 条例第8条第2項の規定により発行する回数駐車券(以下「回数券」という。)の種類及び交付の単位並びに回数券に係る駐車料金の額は、別表第2のとおりとする。

2 回数券の様式は、様式第1号及び様式第2号による。

(平25規則46・一部改正)

(回数券の使用の方法等)

第6条 回数券を使用する利用者は、自動車を駐車場から出場させるときに駐車料金の精算機に表示された額の駐車料金を回数券により精算しなければならない。この場合において、回数券を使用することができない駐車場の利用があるときは、当該利用に係る駐車料金を現金により納付しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認める場合に限り、回数券を本市以外の者が設置する自動車の駐車のための施設においても使用させる取扱いをすることができる。

(定期券の種類、定期券に係る駐車料金の額等)

第7条 条例第8条第3項の規定により発行する定期駐車券(以下「定期券」という。)の種類及び有効期間並びに定期券に係る駐車料金の額は、別表第3のとおりとする。

2 定期券の様式は、様式第3号及び様式第3号の2による。

(平25規則46・平27規則1・一部改正)

(定期券の交付申請)

第8条 定期券の交付を受けようとする者は、定期券交付申請書を市長に提出しなければならない。

(定期券の使用方法)

第9条 定期券を使用する利用者は、自動車を駐車場から出場させるときに駐車料金の精算機に定期券を挿入しなければならない。この場合において、当該定期券を使用することができない駐車場の利用があるときは、当該利用に係る駐車料金を現金により納付し、又は回数券により精算しなければならない。

(駐車料金の徴収)

第10条 条例第9条第2項の規則で定める者は、市長の承認を得て駐車券認証機(同項の市長の認証を行うための機器をいう。以下同じ。)を取り扱う者(以下「認証機取扱者」という。)とし、同項の規則で定める時期は、駐車券認証機による認証(以下「認証」という。)をした日の属する月の翌月から翌々月までの間で市長が定める日とする。

2 条例第9条第2項の規定により駐車料金を徴収するときは、認証をした日の属する月ごとにまとめて行うものとする。

(平25規則46・追加)

(駐車料金の減免)

第11条 条例第10条第1項第3号の市長が定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 駐車場の管理業務のために使用する自動車
- (2) 国又は地方公共団体の自動車で駐車場の施設等を調査研究するために使用するもの
- (3) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる1級から4級までの等級の身体障害者が自ら運転する自動車
- (4) 厚生労働大臣の定める療育手帳の交付を受けた者が自ら運転する自動車
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が自ら運転する自動車
- (6) その他市長が必要と認める自動車

2 条例第10条第2項の規定による駐車料金の減額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を駐車料金の額から減額して行うものとする。

- (1) 認証機取扱者による1月当たりの認証の数が1,000件以上の場合(次号に規定する場合を除く。) 認証に応じて市長が認める時間に相当する駐車料金の額に100分の20を乗じて得た額
- (2) 認証機取扱者による1月当たりの認証の数が3,000件以上の場合 認証に応じて市長が認める時間に相当する駐車料金の額に100分の30を乗じて得た額
- (3) 別表第2備考第3項の規定により1,000枚以上一括して回数券の交付を受ける場合(次号に規定する場合を除く。) 当該交付に係る駐車料金の額に100分の20を乗じて得た額
- (4) 別表第2備考第3項の規定により3,000枚以上一括して回数券の交付を受ける場合 当該交付に係る駐車料金の額に100分の30を乗じて得た額
- (5) その他市長が必要と認める場合 市長が定める額

(平25規則46・旧第10条線下・一部改正)

(駐車券の紛失等)

第12条 使用者は、第3条の駐車券を紛失し、又は汚損したときは、直ちに駐車券紛失・汚損届兼出場願(様式第4号)を指定管理者に提出しなければならない。

(平25規則46・旧第11条線下・一部改正)

(施行の細目)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平25規則46・旧第12条線下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。ただし、第5条第2項(様式第2号に係る部分に限る。)、別表第2(夜間専用回数券に係る部分に限る。)及び様式第2号の規定は、同年4月1日から施行する。
(平成20年3月1日から同月31日までの間に係る生駒駅南自動車駐車場の利用に係る駐車料金の額)
- 2 平成20年3月1日から同月31日までの間に係る生駒駅南自動車駐車場の利用に係る駐車料金の額は、第4条の規定にかかわらず、別表第1生駒駅北地下自動車駐車場の項に規定する駐車料金の額とする。
(平成20年3月1日から同月31日までの間に係る回数券の様式)
- 3 平成20年3月1日から同月31日までの間に係る別表第2に掲げる駐車1時間相当券、駐車1時間30分相当券及び駐車2時間相当券の様式は、様式第1号の規定にかかわらず、それぞれ改正前の生駒市自動車駐車場条例施行規則(次項において「旧規則」という。)様式第2号に規定する駐車1時間相当の前払駐車券、駐車1時間30分相当の前払駐車券及び駐車2時間相当の前払駐車券の様式とする。
(経過措置)
- 4 旧規則の規定により発行された前払駐車券で別表第2に掲げる回数券に相当するものは、この規則の施行の日以

後においても、なお同表に掲げる回数券として使用することができる。

附 則(平成25年12月規則第46号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に発行されている改正前の生駒市自動車駐車場条例施行規則(以下「旧規則」という。)別表第2に規定する3,300円相当券、5,500円相当券及び11,000円相当券は、当分の間、生駒市自動車駐車場条例施行規則第6条第2項に規定する本市以外の者が設置する自動車の駐車のための施設において使用することができる。

3 この規則の施行の際現に発行されている旧規則様式第1号及び様式第2号の回数券並びに様式第4号の定期券は、改正後の生駒市自動車駐車場条例施行規則様式第1号及び様式第2号の回数券並びに様式第3号の定期券とみなす。

附 則(平成26年2月規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月規則第1号)

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

(平25規則46・平26規則3・一部改正)

駐車場の名称	駐車料金の額
生駒駅南自動車駐車場	(1) 普通駐車料金 ア 最初の1時間まで 200円。ただし、最初の30分以内の駐車場の利用については、無料とする。 イ 最初の1時間を超え、30分までごと 100円 (2) 夜間駐車料金 1回1,500円
ベルテラスいこま自動車駐車場	(1) 普通駐車料金 ア 最初の1時間まで 300円。ただし、最初の30分以内の駐車場の利用については、無料とする。 イ 最初の1時間を超え、30分までごと 100円 (2) 夜間駐車料金 1回1,500円
生駒駅北地下自動車駐車場	(1) 普通駐車料金 ア 最初の1時間まで 300円。ただし、最初の30分以内の駐車場の利用については、無料とする。 イ 最初の1時間を超え、30分までごと 100円 (2) 夜間駐車料金 1回1,500円

備考

- 「普通駐車料金」とは、入出場時間における駐車場の利用に係る駐車料金をいう。
- 「夜間駐車料金」とは、午後10時から翌日の午前9時までの間の駐車場の利用に係る駐車料金をいう。
- 午後10時以後に入場し、かつ、その日の午後10時30分(ベルテラスいこま自動車駐車場にあっては、午後11時30分)までに出場する場合又は午前7時30分(生駒駅北地下自動車駐車場にあっては、午前8時30分)以後に入場し、かつ、その日の午前9時までに出場する場合の駐車料金は、普通駐車料金とする。
- この表の駐車料金の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を含む。

別表第2(第5条関係)

(平25規則46・平26規則3・一部改正)

回数券の種類	交付の単位	駐車料金の額
駐車1時間相当券	11枚	3,000円
駐車1時間30分相当券	11枚	4,000円

駐車2時間相当券	11枚	5,000円
夜間専用回数券	5枚	5,250円

備考

- 1 駐車1時間相当券は駐車料金が300円以内となる、駐車1時間30分相当券は駐車料金が400円以内となる、駐車2時間相当券は駐車料金が500円以内となる駐車場の利用に使用することができる。
- 2 夜間専用回数券は、夜間駐車料金の精算に使用することができる。
- 3 この表の駐車料金の額には、消費税等相当額を含む。
- 4 市長は、次の表の左欄に掲げる回数券を同表の右欄に規定する駐車料金の額(消費税等相当額を含む。)により、1,000枚以上一括して交付することができる。

駐車1時間相当券	1枚当たり 300円
駐車1時間30分相当券	1枚当たり 400円
駐車2時間相当券	1枚当たり 500円
夜間専用回数券	1枚当たり 1,050円

別表第3(第7条関係)

(平26規則3・平27規則1・一部改正)

定期券の種類		有効期間	駐車料金の額
生駒駅南自動車駐車場	全日定期券	1月	14,000円
		3月	42,000円
		6月	84,000円
	平日定期券	1月	12,000円
		3月	36,000円
		6月	72,000円
	夜間定期券	1月	10,000円
		3月	30,000円
		6月	60,000円
ベルテラスいこま自動車駐車場	全日定期券	1月	21,000円
		3月	63,000円
		6月	126,000円

備考

- 1 「全日定期券」とは、有効期間中の駐車場の利用に使用することができる定期券をいう。
- 2 「平日定期券」とは、有効期間中の平日における駐車場の利用に使用することができる定期券をいう。
- 3 「夜間定期券」とは、有効期間中の午後9時から翌日の午前9時までの間の駐車場の利用に使用することができる定期券をいう。
- 4 この表の駐車料金の額には、消費税等相当額を含む。

様式第1号（第5条、第6条関係）

駐車1時間相当券

駐車1時間30分相当券

駐車2時間相当券


(QR コード)
生駒駅北地下自動車駐車場 (時間)相当券 ベルテラスいこま自動車駐車場 (時間)相当券 生駒駅南自動車駐車場 (時間)相当券
生駒市
前払い駐車券

様式第2号（第5条、第6条関係）

夜間専用回数券

 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(QR コード)</div>
生駒駅南自動車駐車場 22時～翌9時にのみ適用
夜間専用券
生駒市 前払い駐車券

様式第3号（第7条—第9条関係）

（表面）

 (QR コード)	 No.
(全日・平日・夜間)定期駐車券 (生駒市)	
有効期限 利用者名	
生駒駅南自動車駐車場	

（裏面）

車両番号

様式第3号の2（第7条—第9条関係）

（表面）

（裏面）

↑ No.

(QR
コード)

全日定期駐車券
(生駒市)

有効期限
利用者名

ベルテラスいこま自動車駐車場

車両番号

様式第4号(第12条関係)

駐車券紛失・汚損届兼出場願

年 月 日

指定管理者 殿

届出者 住 所
氏 名
電話番号

私は、生駒駅南・ベルテラスいこま・生駒駅北地下自動車駐車場の駐車券を紛失・汚損しましたので、次のとおり届け出ます。

なお、車両番号 〇〇〇〇の車両の出場については、私が正当の権限を有するので、出場させていただきようお願いします。

また、今回の出場に伴う一切の責任は私にあり、貴市には御迷惑をおかけしません。

入 場 の 年 月 日 及 び 時 刻	年 月 日 時 分 ごろ	
運 転 免 許 証 の 番 号		
※ 処 理 欄	受 付 年 月 日	年 月 日
	出 場 の 年 月 日 及 び 時 刻	年 月 日 時 分
	収 受 し た 駐 車 料 金 の 額	円
	取 扱 者 氏 名	㊟

注 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第1号(第5条、第6条関係)

(平25規則46・全改)

様式第2号(第5条、第6条関係)

(平25規則46・全改)

様式第3号(第7条—第9条関係)

(平25規則46・全改・旧様式第4号繰上)

様式第3号の2(第7条—第9条関係)

(平27規則1・追加)

様式第4号(第12条関係)

(平25規則46・旧様式第5号繰上・一部改正)